

空き家を

住み家に



空き家になる前に対策を

～お家の将来、考えてみませんか～

今の家も、自分達がいなくなったら
空き家になってしまうかもなあ

両親の暮している実家、いつかは誰も
住まなくなってしまうかも

空き家になると…

- ・住む人のいない家は傷んでいきます
- ・物置で使用していても固定費はかかります
- ・万が一の時、所有者としての責任があります
(地震で倒壊、周辺への悪影響、空き巣、犯罪に使われる等)



お家の将来について不安があれば、まずは市役所へ
お気軽にご相談ください。
法律や相続の専門家への無料相談もあります。

自分たちの代で整理しておきたい
子ども達には迷惑をかけたくないなあ

今は遠方に住んでるし、管理が大変だな
空き家の管理ってどうすればいいの？



空き家の予防・適正管理・有効活用に役立つ支援を
ご紹介します。

専門家への
無料相談

空き家バンク

老朽空き家
除却補助金

東松山市の空き家対策



<http://city.higashimatsuyama.lg.jp/soshiki/37/41754.html>

人権市民相談課
☎0493-21-1414
相続や土地建物の
売買など、法律や
不動産の専門家に
無料で相談できま
す（※要予約）

住宅建築課
☎0493-21-1464
『売りたい、貸し
たい。住みたい』
空き家所有者と利
用者のマッチング
をサポートします

環境政策課
☎0493-63-5006
著しく老朽化した
空き家について、
除却工事費用の一
部を補助します
（※要事前相談）

【相談・問合せ先】

東松山市住宅建築課 ☎0493-21-1464

✉ kaiken@city.higashimatsuyama.lg.jp